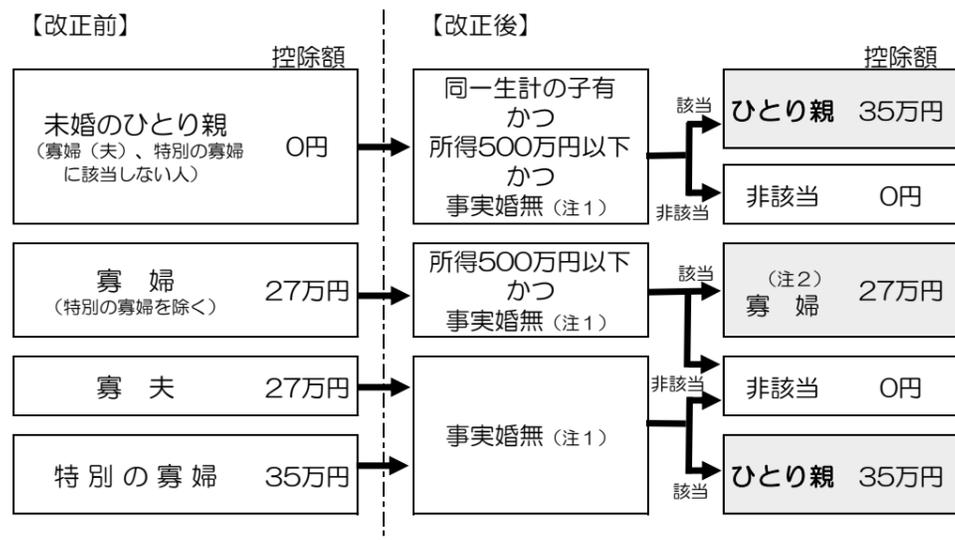


4 寡婦・ひとり親控除の適用判定のフロー図



(注1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。住民票に未届の夫又は未届の妻であると認められる続柄の記載がされた人がいないこと。

(注2) 改正後の「寡婦」に該当する場合、生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」となります。年末調整の際は、申告する必要があります。

5 摘要欄への記載について

【同一生計配偶者】

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1000万円以上の受給者の配偶者については、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄には記載せず、摘要欄に配偶者の氏名(例「氏名(同配)」)を記載してください。

【障害者控除の適用がある場合】

摘要欄に対象者氏名(例「氏名(普通障害3級)」)を記載してください。

【②所得金額調整控除(裏面)の適用がある場合】

摘要欄に「扶養親族の氏名(調整)」、「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記載してください。

ただし、「(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載する場合は、摘要欄への記載を省略できます。

6 扶養親族等の合計所得金額要件等の改正(令和3年度以降)

扶養親族、同一生計配偶者、源泉控除対象者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、下表のとおり改正されました。

扶養親族等区分	所得金額要件
同一生計配偶者	48万円以下
扶養親族	48万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超133万円以下
勤労学生	75万円以下

(注1) 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分についても、それぞれ10万円引き上げられました。

*左記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に参入する金額の最低保障額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられました。

7 退職者等の異動届出書の提出について

給与支払報告書を提出した受給者について、退職・転職等の異動があった場合は、**令和6年4月12日(金)まで**に「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

現在特別徴収を行っている方で異動があった場合は、速やかに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。給与から差し引く税額が無い方も届出が必要です。



令和

6

年度分

給与支払報告書の提出について

都城市 市民税課

給与支払報告書は、市・県民税の計算のもととなる大切な資料です。令和6年1月31日(水)までの提出をお願いします。総括表及び給与支払報告書の様式が変更となっています。

「⑥」(令和6年度)と記載された様式で提出してください。

給与支払報告書や総括表の様式等は、都城市ホームページで確認できます。

都城市ホームページ <https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>

【掲載場所】 トップページ <暮らし・手続き>税金>

個人住民税(特別徴収事業者用)>

給与支払報告書を提出する際の必要な書類を紹介します。

提出期限

令和6年1月31日(水)

提出先及び問合せ先

市民税課(本庁舎2階12番)

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-7169(直通) FAX 0986-23-6325

1 給与支払報告書の対象者及び提出先について

令和6年1月1日時点、都城市に住所を有する方

令和5年中にお支払いされたすべての給与等について、給与支払報告書を作成してください。提出先は、令和6年1月1日時点における住所地の各市町村となります。住所地が都城市以外の場合は、住所地の市町村に提出してください。

2 総括表の作成について

都城市では、事業所指定番号等を記載した「給与支払報告書(総括表)」を送付しています。都城市が作成した総括表を必ず提出してください。事業所で作成された総括表を提出される際は、都城市が作成した総括表を必ず添付してください。

*該当者がいない場合は、総括表の報告人員に『0』と記載して総括表のみ提出してください。

【記入例】

⑥ 給与支払報告書(総括表) **都城市** 指定番号 1-00123456

給与の支払期間	令和 5 年 1 月分から 12 月分まで	提出日	令和 5 年 1 月 31 日
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	フリガナ	キリンパンチ
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 霧島ぼんち	事業種目	小売販売
報告書の提出義務を有している事業所又は事業の名称	(番号)	受給者総人員	55 人
フリガナ		特別徴収対象者	46 人
同上の所在地	〒 885-0000 都城市姫城町6-21	普通徴収対象者(退職者及び退職予定者)	3 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		普通徴収対象者(退職者を除く)	1 人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 都城 次郎 (電話 0986-23-0000) 内線(1234)	報告人員の合計	50 人
給与税理士等の氏名及び電話番号	都城市税理士事務所 (電話 0986-23-0000)	所轄税務署名	都城 税務
		給与の支払方法及びその期日	月給、毎月21日
		納入書の送付	必要・不要

基本的に受給者はすべて「特別徴収」となります。「特別徴収できない受給者」に限り普通徴収対象者とすることができます。普通徴収申請書の申請理由を確認し、提出する給与支払報告書の枚数と一致するか確認してください。給与支払報告書(個人別明細書)は、1人につき1枚ご提出ください(副本は不要です)。

特別徴収(給与差引)の納入書の送付を希望する場合は、「必要」を○で囲んでください。未記入の場合は、納入書を送付します。